



第2回協議会開催

合併の方式は **新設合併**



第2回合併協議会（阿仁町ふるさと文化センター）

3月2日、阿仁町ふるさと文化センターで2回目の協議会が開催されました。協議事項も、合併協定項目の協議などに移り、いよいよ本格的な協議が始まりました。

第2回 協議会報告

平成16年3月2日に、阿仁町ふるさと文化センターで、第2回合併協議会が開催され、5つの事項について協議されました。
結果は次のとおりです。

協議第9号

《合併の方式について》

調整案
鷹巣町、合川町、森吉町、阿仁町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。

合併の方式については、提案のとおり新設（対等）合併とすることを確認されました。

協議第10号

《合併の期日について》

調整案
平成17年3月31日以内を目標とする。

合併の期日については、提案のとおり確認されました。

協議第11号

《新市の事務所の位置》

調整案
新市の事務所の位置は、新庁舎建設までの間、北秋田郡鷹巣町花園町19番1号とする。

新市の事務所の位置については、一部修正することで、確認されました。

修正後

新市の事務所の位置は、**当分の間**、北秋田郡鷹巣町花園町19番1号とする。



第2回協議会傍聴者の様子

協議第12号

《新市の名称について》

調整案
新市の名称は、公募を行った上で小委員会において絞り込み、協議会で決定する。

新市の名称については、提案のとおり確認されました。

協議第13号

《新市名称選考小委員会設置規程(案)について》

新市名称選考小委員会設置規程(案)は、提案のとおり確認されました。

新市名称選考小委員会設置規程（抜粋）

（設置及び趣旨）

新市の名称についての応募作品選考等を行うため、鷹巣阿仁地域合併協議会規約第11条第1項の規程に基づき、鷹巣阿仁地域合併協議会に新市名称選考小委員会を置くこととし、小委員会の組織運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

1. 新市の名称についての応募作品から新市の名称候補を絞り込むこと。
2. その他協議会が必要と認めた事項。

（組織）

1. 4町の長
2. 4町の議会議長
3. 4町の長が定めた学識経験者各1名

（附則）

この規程は、平成16年3月2日から施行する。



第2回協議会の様子

第2回協議会で提案された次回協議案件をお知らせいたします

協議会では、委員の皆さんが説明資料等を十分にご理解いただいた上で会議を開くことができるように、協議案件を前もって提案する方式をとっています。

次回協議案件

協議第14号

《財産の取扱いについて》

調整内容 4町の所有する財産（権利、債務を含む）は、すべて新市に引き継ぐものとする。ただし、財産区等、地元との調整が必要な事項については別途提案する。

●4町の財産、債務の状況

| 区 分 | | 鷹 巣 町 | 合 川 町 | 森 吉 町 | 阿 仁 町 |
|------------|----------------|--------------|--------------|--------------|-------------|
| 財 産 | 行政財産（庁舎・学校等） | | | | |
| | ①土地 | 6,193,010㎡ | 752,449㎡ | 435,344㎡ | 1,003,704㎡ |
| | ②建物 | 106,309㎡ | 53,402㎡ | 63,028㎡ | 49,385㎡ |
| | ③公共施設保有数 | 143棟 | 135棟 | 107棟 | 70棟 |
| | 普通財産（宅地、山林等） | | | | |
| | ①土地 | 336,219㎡ | 3,506,626㎡ | 3,984,886㎡ | 1,817,567㎡ |
| | ②建物 | 5,434㎡ | 764㎡ | 526㎡ | 10,103㎡ |
| | 有価証券 | 55,065千円 | 25,395千円 | 19,360千円 | 80,840千円 |
| | 出資等による権利 | 358,114千円 | 97,614千円 | 194,219千円 | 72,694千円 |
| | ①出資金 | 218,506千円 | 86,512千円 | 81,792千円 | 60,958千円 |
| ②出捐金 | 139,608千円 | 11,102千円 | 112,427千円 | 11,736千円 | |
| 物 品（公用車両） | 92台 | 54台 | 80台 | 62台 | |
| 債 権（各種貸付金） | 16,211千円 | 59,190千円 | 1,519千円 | 67,831千円 | |
| 基 金 | 2,138,848千円 | 965,286千円 | 775,802千円 | 273,878千円 | |
| 債 務 | 地方債・企業債残高 | 13,523,283千円 | 10,698,786千円 | 12,962,805千円 | 7,531,868千円 |
| | 債務負担行為による支出予定額 | 1,029,296千円 | 829,768千円 | 466,362千円 | 600,757千円 |

*数値は平成15年度決算見込みであり、今後の行財政運営により合併時までに変動することがあります。

●財産区の状況

鷹巣町（坊沢財産区、栄財産区、綴子財産区、七日市財産区、沢口財産区、七座財産区）

森吉町（米内沢財産区、前田財産区）

阿仁町（阿仁合財産区、大阿仁財産区）

秋田県内合併協議会の事例

| 協議会名（ ）は新市名称 | 合併の方式 | 財産の取扱いの調整内容 |
|-----------------------|-------|------------------------------|
| 本荘由利一市七町合併協議会（由利本荘市） | 新設 | ・全部承継・財産区も存続・立木処分の場合はその地域に配慮 |
| 千畑町、六郷町、仙南村合併協議会（美郷町） | 新設 | ・全部承継・千畑町の財産区は合併時まで調整 |
| 大曲仙北合併協議会（大仙市） | 新設 | ・全部承継 |
| 湯沢雄勝合併協議会（湯沢市） | 新設 | ・全部承継・地元調整を要するものは別途協議 |
| 横手平鹿合併協議会 | 新設 | ・全部承継・既存財産区も存続 |
| 秋田市、河辺町、雄和町合併協議会（秋田市） | 編入 | ・全部承継・財産区は別途協議 |

次回協議案件

協議第15号

《議会の議員の定数及び任期の取扱いについて(決定方法の確認)》

調整内容 議会議員の定数及び任期について、その提案方法も含め調査・検討し、合併協議会で決定する。

● 4 町の議会の状況

| 区分 | 鷹 巣 町 | 合 川 町 | 森 吉 町 | 阿 仁 町 | |
|-----------|--------------|--------------|--------------|-------------|-----|
| 定 数 | 法 定 数 | 24人 | 18人 | 18人 | 14人 |
| | 条 例 定 数 | 24人 | 18人 | 18人 | 14人 |
| | 現 員 数 | 24人 | 18人 | 18人 | 14人 |
| 任 期 満 了 日 | 平成16年 3 月31日 | 平成16年 3 月30日 | 平成17年 9 月29日 | 平成19年10月31日 | |

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて (新設合併の場合の制度の概要)

1. 地方自治法による原則

市町村の合併が行われるとき、新設合併の場合は、合併が行われた時点で関係町の法人格が消滅するので、関係町の議会の議員はすべて身分を失います。

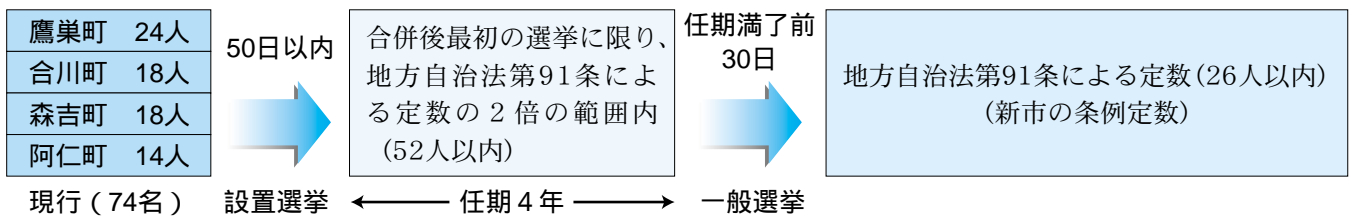
よって、地方自治法に定められた手続きに従い、関係町の協議により、あらかじめ同法の規定による上限数26人以内で新市の議会の議員の定数を定め、新市の設置の日から50日以内に、新しい定数に基づき、新市の議会の議員の選挙を行うことになります。

2. 合併特例法による特例

地方自治法の原則に対し、合併特例法に基づき、合併関係町の協議によって次のような特例を設けることができることとされています。

(1) 定数特例 (合併特例法第6条)

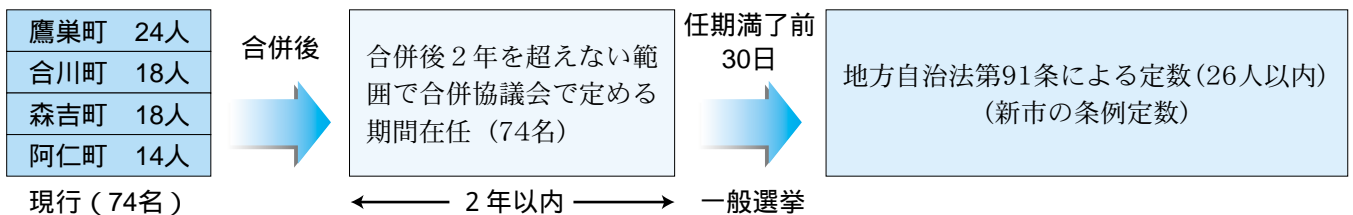
定数特例は、設置選挙により選出される議会議員の任期に限り、合併関係町の協議により、地方自治法第91条第2項の定数の2倍に相当する52人以内で議会議員の定数を定めることができるとする特例です。



(2) 在任特例 (合併特例法第7条)

在任特例は、合併関係町の議会の議員はすべて身分を失うという原則に対する特例であり、合併関係町の議員が合併後も2年以内で、引き続き議員として在任することができる特例です。

尚、(1)の定数特例の協議が成立した場合には、在任特例は適用されません。



会議資料や会議録が閲覧できます

開催された協議会の会議資料や会議録が閲覧できます。希望される方は、合併協議会事務局や鷹巣町、合川町、森吉町、阿仁町各合併担当課窓口までお越し下さい。

(会議録の作成には1ヶ月程度かかりますのでご了承ください。)

次回協議案件

協議第16号

《農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて(決定方法の確認)》

調整内容 農業委員会委員の定数及び任期について、その提案方法も含め調査・検討し合併協議会で決定する。

● 4町の農業委員会の現況

| 区分 | 鷹巣町 | 合川町 | 森吉町 | 阿仁町 |
|-------------------------|---|---|---|---|
| 現在の農業委員会の定数及び任期 | ●定数 15人 ①選挙委員 12人 ②選任委員 3人 農業協同組合推薦 1人 農業共済組合 1人 議会推薦 1人 ●任期 平成17年7月19日 | ●定数 14人 ①選挙委員 10人 ②選任委員 4人 農業協同組合推薦 1人 農業共済組合 1人 議会推薦 2人 ●任期 平成17年7月19日 | ●定数 14人 ①選挙委員 10人 ②選任委員 4人 農業協同組合推薦 1人 農業共済組合 1人 議会推薦 2人 ●任期 平成17年7月19日 | ●定数 13人 ①選挙委員 10人 ②選任委員 3人 農業協同組合推薦 1人 農業共済組合 1人 議会推薦 1人 ●任期 平成17年7月19日 |
| | 区域面積(ha) | 32,597 | 11,280 | 34,188 |
| 農地面積(ha) | 3,266 | 1,803 | 1,322 | 538 |
| 基準農業者数(人) | 2,271 | 1,143 | 766 | 518 |
| 選挙人の数(人) 16. 1. 31現在 | 6,059 | 3,023 | 1,976 | 1,487 |
| 選挙区数 | 5 | 1 | 2 | 2 |

農業委員会の委員(選挙による委員)の定数及び任期の取扱いについて(新設合併の場合の制度の概要)

1. 新市に一つの委員会を設置する場合

(1) 原則

新設合併が行われるとき、合併関係町の農業委員会は全て廃止され、新市に一つの農業委員会が置かれることになり、選挙委員、選任委員ともその身分を失うこととなります。

選挙委員については、新市の設置の日から50日以内に条例に定めた定数に基づき選挙を行うこととなります。また、選任委員については、合併の日を選任することとなります。

(2) 合併特例法による在任特例

合併関係町の選挙委員であり当該合併町の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係町の協議により10人以上80人以内の範囲で定められた数の者に限り、合併後1年以内で協議により定められた期間は引き続き合併後の農業委員会の選挙委員として在任することができます。また、選任委員については、合併の日を選任することとなります。

協議により定められた所定期間経過後は、原則に戻り一般選挙を行うこととなります。

2. 新市に複数の農業委員会を設置する場合

(1) 従来区域と異なった区域ごとに委員会を置く場合

①原則

合併後の新市が農業委員会等に関する法律の面積要件を満たした場合は、新市に2以上の農業委員会を設置することができます。選挙委員については、新市の設置の日から50日以内に各委員会ごとに条例で定める定数に基づき選挙を行うこととなります。また、選任委員については、各委員会ごとに合併の日を選任することとなります。

②在任特例

「合併後2以上の農業委員会を設置」する場合でも、各農業委員会毎に選挙委員の任期等に関する在任特例があります。各農業委員会の選挙委員の数及び任期については、「1. 新市に一つの委員会を設置する場合(2)」と同じです。

(2) 合併後従来区域どおりに複数の農業委員会を設置

合併後の新市が一定の要件を満たした場合(市町村区域面積が24,000haを超えるか、又は、農地面積が7,000haを超える)であって、新市に置かれる2以上の農業委員会の区域が、従前の町に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなる場合は、それらの農業委員会は、新市の農業委員会となってそのまま存続することができます。その場合の選挙委員、選任委員の任期は、従前の各委員会の委員の残任期間となります。

新市の名称を募集します

協議会では、3月2日の第2回協議会の決定により、新市の名称を公募します。下記要綱によりたくさんの方々の応募をお願いします。

新市名称公募の方法

- (1) 募集期間
平成16年4月1日から平成16年4月30日まで
(ハガキの場合は当日消印有効)
- (2) 応募資格
①鷹巣町、合川町、森吉町及び阿仁町のいずれかに住所を有する者。
②応募は小学生以上とし、一人につき1点の応募とする。
- (3) 応募要件等
①名称には、漢字、ひらがな、カタカナのいずれか又は、それらを組み合わせて使用するものとし、漢字にはふりがなをふるものとする。
②現在の町の名称は読みも含め使用できないものとする。但し、名称の組み合わせや名称の一部の使用はできるものとする。
- (4) 応募方法
①応募は、ハガキ、メール(newname@takaa.jp)、ファクスによるものとする。
②応募には、「新市の名称(ふりがな)」「命名の意味又は理由」「住所」「氏名(ふりがな)」「性別」「年齢」「電話番号」を記載するものとする。

***採用された名称に関する一切の権利は、鷹巣阿仁地域合併協議会に帰属するものとします。**

*協議会日より応募ハガキ(2通)を折り込んでおりますのでご利用ください。又、各町役場及び支所窓口、鷹巣町中央公民館及び各地区公民館、合川町農村環境改善センター、森吉町コミュニティセンター、阿仁町ふるさと文化センターに応募ハガキと応募箱を設置しておりますので、ご利用ください。

協議会は傍聴できます

協議会の会議は公開されており、どなたでも傍聴することができます。傍聴を希望される方は、当日会場で受付してください。

尚、会場の大きさにより傍聴できる人数を制限する場合があります。詳しくは事務局へお問い合わせ下さい。

新市名称決定までの流れ

応募された名称

新市名称選考小委員会において、10作品程度に絞り込み協議会に報告

協議会において、絞り込まれた候補の中から選定

新市名称決定

新市の名称の応募者に対し、下記の賞が贈られます。

- 名付け親大賞：採用名称の応募者の中から1名……10万円
- 名付け親賞：採用名称の応募者の中から10名……商品券(1万円相当)
- 特別賞：応募者の中から50名……図書券(千円相当)

*各賞の受賞対象者が受賞数を超える場合は、協議会で抽選により決定します。

*受賞者の公表は、本人へ通知するほか、協議会日より、協議会ホームページ、各町広報を通じて公表します。

お知らせ

第3回合併協議会の開催について

- 日時：4月15日(木)午後2時から
- 場所：森吉町コミュニティセンター

編集・発行

鷹巣阿仁地域合併協議会 事務局

〒018-3360 秋田県北秋田郡鷹巣町花園町19番1号(鷹巣町役場内)

TEL 0186-69-8088 FAX 0186-62-2880

ホームページアドレス <http://www.takaa.jp> Eメールアドレス gappei@takaa.jp